

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部政課）…一

告示

○新たに生じた土地の確認（江東区）……………（総務局行政部政課）…四

○家畜伝染病の発生……………（産業労働局農林水産部食料安全課）…五

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…六

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）…七

規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年八月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百九十二号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表年度支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「及び令和元年度特別区都市計画交付金交付要綱」を「令和元年度特別区都市計画交付金交付要綱」に、「により交付された」を「及び令和二年度特別区都市計画交付金交付要綱（令和二年十一月十九日二総行区第五百四十一号総務局長決定）により交付された」に改める。

第七条の表一の部一の款(1)の項中「〇・九〇四」を「〇・七八〇」に、「〇・九五六」を「〇・八八〇」に、「一・〇五九」を「一・一四〇」に、「八・四四一」を「一・一八〇」に改め、同款(2)の項中「〇・五一八」を「〇・四八九」に、「一・一九」を「一・一五八」に改め、同表一の部一の款(1)の項中「一・三九六」を「一・三四五」に、「一・一八九」を「一・一六八」に、「〇・八四六」を「〇・八五〇」に、「六五・三六一」を「七八・七七九」に、「三五・九〇五」を「四三・三一〇」に改める。

第十九条第一項中「除く」を「除き、前年度に新設されたゴルフ場に係る交付金の額については、当該交付金の額に3を乗じて得た額とし、前前年度に新設されたゴルフ場に係る交付金の額については、当該交付金の額に2分の3を乗じて得た額とする」に改める。

附則第二項中「0.957673338」を「1.07162888」に改める。

附則第四項中「令和二年度」を「令和三年度」に、「前年度」を「前二年度」に改める。

附則第五項中「令和二年度」を「令和三年度」に、「 $A \times \frac{12}{4} \times B \times 0.85$ 」を「 $\frac{A+B}{2} \times C \times 0.85$ 」に、「B 別表第四に掲げる軽自動車税環境性能割に係る率」を「B 前前年度の軽自動車税環境性能割の現年度分及び過年度分の調定額に4分の12を乗じて得た額」に改める。

C 別表第四に掲げる軽自動車税環境性能割に係る率
附則第七項中「令和二年度」を「令和三年度」に、「前三年度」を「前前年度に課税された、又は課税されるべきであった軽自動車税種別割並びに前前年度及び前前前年度」に改める。

附則第八項中「令和二年度」を「令和三年度」に、「前年度の平成二十八年改正前の軽自動車税」を「前年度の軽自動車税種別割」に改める。

附則第十項中「令和二年度」を「令和三年度」に、「前年度」を「前二年度」に改める。

附則第十一項中「令和二年度」を「令和三年度」に、「 $A \times \frac{12}{6} \times B \times 0.85$ 」を「 $\frac{A+B}{2} \times C \times 0.85$ 」に、「B 別表第四に掲げる環境性能割交付金に係る率」を

「B 前前年度に交付された環境性能割交付金の額に6分の12を乗じて得た額」に改める。

C 別表第四に掲げる環境性能割交付金に係る率

附則第十三項中「令和二年度」を「令和三年度」に、「前年度」を「前二年度」に改める。

附則第十四項中「令和二年度」を「令和三年度」に、「 $A \times B$ 」を「 $\frac{A+B}{2} \times C$ 」に、「B 別表第四に掲げる森林環境譲与税に係る率」を

「B 前前年度に譲与された森林環境譲与税の額」に改める。

C 別表第四に掲げる森林環境譲与税に係る率

別表第一 経常的経費の部 民生費の款 社会福祉費の項中「0.930」を「0.934」に、「0.070」を「0.066」に改め、「同 款 老人福祉費の項中「0.950」を「0.948」に、「0.050」を「0.052」に改め、「同 款 児童福祉費の項中「0.864」を「0.853」に、「0.136」を「0.147」に改め、「同 款 国民健康保険事業助成費の項中「0.887」を「0.891」に、「0.113」を「0.109」に改め、「同 部 衛生費の項中「0.815」を「0.822」に、「0.185」を「0.178」に改め、「同 部 清掃費の款 清掃給務費の項中「0.634」を「0.621」に、「0.366」を「0.379」に改め、「同 款 収集作業費の項中「0.862」を「0.880」に、「0.138」を「0.120」に改め、「同 款 収集車両費の項中「0.849」を「0.904」に、「0.151」を「0.096」に改め、「同 款 処理処分費の項中「0.924」を「0.936」に、「0.076」を「0.064」に改め、「同 部 経済労働費の款 生活経済費の項中「0.443」を「0.444」に、「0.557」を「0.556」に改め、「同 款 産業経済費の項中「0.792」を「0.936」に、「0.208」を「0.064」に改め、「同 部 土木費の款 建築公害費の項中「0.648」を「0.615」に、「0.352」を「0.385」に改め、

同 款 道路橋りょう費の項中「0.200」を「1.467」に、「0.800」を「2.467」に改め、「同 款 公園費の項中「0.589」を「0.561」に、「0.411」を「0.439」に改め、「同 部 教育費の項中「0.558」を「0.569」に、「0.442」を「0.431」に、「0.731」を「0.727」に、「0.269」を「0.273」に改め、「同 表 投資的経費の部 清掃費の項中「0.557」を「0.564」に、「0.443」を「0.436」に改め、「同 部 教育費の項中「0.620」を「0.632」に、「0.380」を「0.368」に改める。

別表第二 経常的経費の部 民生費の款 社会福祉費の項中「1.111」を「1.029」に、「0.817」を「0.824」に、「4.027」を「4.318」に、「0.982」を「0.984」に改め、「同 款 老人福祉費の項中「0.866」を「0.862」に、「0.104」を「0.107」に、「23.941」を「24.901」に、「0.946」を「0.944」に改め、「同 款 生活保護費の項中「1.299」を「1.310」に、「0.961」を「0.936」に、「0.237」を「0.282」に、「9.439」を「9.496」に、「0.439」を「0.441」に、「0.535」を「0.512」に改め、「同 款 児童福祉費の項中「0.647」を「0.640」に、「0.331」を「0.338」に、「0.097」を「0.094」に、「0.922」を「0.924」に、「2.429」を「2.407」に、「0.897」を「0.899」に、「0.490」を「0.467」に、「0.985」を「0.986」に、「0.552」を「0.543」に、「0.812」を「0.815」に、「13.951」を「13.757」に、「0.860」を「0.862」に改め、「同 部 衛生費の項中「0.931」を「0.901」に、「0.952」を「0.954」に改め、「同 部 清掃費の項中「2.323」を「2.133」に、「0.920」を「0.927」に、「同 部 土木費の項中「1.735」を「3.836」に、「0.647」を「0.218」に改め、「同 部 教育費の款 小学校費の項中「1.734」を「1.311」に、「0.679」を「0.756」に改め、「同 款 中学校費の項中「2.723」を「2.105」に、「0.505」を「0.615」に改め、「同 款 その他の教育費の項中「11.91」を「11.93」に、「0.893」を「0.911」に、「前年度」を「前前年度」に、「27.54」を「27.82」に改め、「同 表 投資的経費の部 土木費の項中「10,749」を「11,306」に、「26」を「25」に、「212」を「144」に改める。

別表第三 経常的経費の部 議会総務費の項中「1.010」を「1.009」に、「1.015」を「1.014」に、「1.020」を「1.018」に、「1.025」を「1.023」に、「1.030」を「1.027」に、「1.035」を「1.032」に、「1.040」を「1.036」に、「20,836」を「20,817」に、「0.125」を「0.121」に、「557,965,331」を「555,946,008」に、「26,005」を「26,131」

び「357,075,392」を「355,844,534」に、「437,431,368」を「435,885,124」に、「477,609,355」を「475,905,418」に、「651,713,969」を「649,326,696」に、「691,891,956」を「689,346,991」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「3,413,821」を「3,440,866」に、「14,149」を「14,697」に改め、同款老人福祉費の項中「72,306」を「70,317」に改め、同款児童福祉費の項中「1,226,310」を「1,264,110」に、「1,593,820」を「1,643,600」に、「2,367,660」を「2,455,170」に、「4,257,250」を「4,400,320」に、「146,513」を「148,609」に、「15,491」を「16,358」に、「246,508,845」を「254,919,445」に、「9,619,635」を「9,964,983」に、「1,511,548」を「1,529,234」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0,4469」を「0,4581」に、「0,6430」を「0,6388」に、「12,471」を「12,915」に改め、同款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0,0667」を「0,0642」に、「0,9527」を「0,9514」に、「0,0551」を「0,0541」に改め、同部衛生費の項中「42,948」を「42,876」に、「8,404,360」を「8,404,450」に、「9,563」を「9,861」に、「14」を「15」に改め、同部清掃費の款収集作業費の項中「5,251」を「5,397」に改め、同款収集車両費の項中「30」を「31」に、「1,463」を「1,499」に改め、同款処理処分費の項中「2,587」を「3,052」に改め、同部経済労働費の款産業経済費の項中「19,047,103」を「19,192,988」に、「58,617」を「189,864」に、「174,914」を「174,553」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「1,859」を「1,801」に、「2,616」を「2,384」に改め、同款都市整備費の項中「1,104」を「1,102」に改め、同款道路橋りょう費の項中「7,915,448」を「7,802,468」に、「9,872,738」を「9,718,468」に、「11,835,898」を「11,628,728」に、「136」を「50」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0,0563」を「0,0544」に、「0,1807」を「0,1750」に、「0,2074」を「0,2012」に、「0,5556」を「0,5694」に、「60,557,207」を「64,983,162」に、「73,655,064」を「78,050,037」に、「100,576,998」を「103,680,837」に改め、同款中学校費の項中「0,0208」を「0,0202」に、「0,1201」を「0,1168」に、「0,2255」を「0,2196」に、「0,6336」を「0,6434」に改め、同款その他の教育費の項中「0,618」を「0,582」に、「0,382」を「0,418」に、「1,127」を「1,133」に、「1,253」を「1,266」に、「1,380」を「1,399」に、「1,506」を「1,532」に、「1,633」を「1,665」に、「1,759」を「1,798」に、「984,840」を「1,034,230」に、「1,368,710」を

「1,436,110」に、「6,474」を「6,460」に、「182,750」を「185,300」に、「250,170」を「253,750」に改め、同部その他の諸費の項中「8,350」を「8,377」に改め、同表投資的経費の部議会総務費の項中「1,046」を「1,034」に、「1,020」を「1,015」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「1,055」を「1,034」に、「1,024」を「1,015」に改め、同款老人福祉費の項中「1,049」を「1,031」に、「1,021」を「1,013」に、「7,812」を「3,850」に、「改修経費」を「改築経費」に改め、同款児童福祉費の項中「1,051」を「1,033」に、「1,022」を「1,014」に、「384」を「359」に、「22,998,508」を「21,545,538」に、「26,692」を「12,910」に改め、同部衛生費の項中「1,052」を「1,034」に、「1,022」を「1,015」に、「617」を「293」に改め、同部清掃費の項中「353」を「170」に改め、同部経済労働費の項中「1,052」を「1,034」に、「1,022」を「1,015」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「1,002」を「768」に改め、同款都市整備費の項中「213」を「199」に改め、同款道路橋りょう費の項中「212」を「144」に改め、同款公園費の項中「0,29」を「0,341」に、「0,71」を「0,659」に、「1,721」を「1,490」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0,2696」を「0,1539」に、「0,7304」を「0,8461」に、「261,600」を「245,400」に、「47,795,000」を「44,832,000」に、「165,565,000」を「155,300,000」に、「78,186,900」を「85,236,800」に、「18,200」を「17,100」に、「30,200」を「28,300」に、「1,079,000」を「1,012,000」に、「188,500」を「205,400」に、「361,827,000」を「339,349,500」に、「268,515,000」を「275,440,500」に、「78,000,000」を「73,150,000」に、「44,825,000」を「46,000,000」に、「9,725,000」を「9,125,000」に、「96,325,706」を「59,671,659」に、「31,158,500」を「28,662,600」に、「154,461,000」を「144,884,000」に、「65,196,600」を「71,075,200」に、「45,619,000」を「42,791,000」に、「187,316,200」を「175,679,700」に、「139,009,000」を「142,594,300」に、「286,000」を「268,000」に、「62,400,000」を「58,520,000」に、「35,860,000」を「36,800,000」に、「7,780,000」を「7,300,000」に改め、同款中学校費の項中「0,2645」を「0,1482」に、「0,7355」を「0,8518」に、「261,600」を「245,400」に、「61,116,000」を「57,327,000」に、「154,461,000」を「144,884,000」に、「65,196,600」を「71,075,200」に、「18,200」を「17,100」に、「30,200」を「28,300」を

び「1,079,000」を「1,012,000」に「188,500」を「205,400」に「338,896,400」を
 「317,843,400」に「251,498,000」を「257,984,600」に「93,600,000」を
 「87,780,000」に「53,790,000」を「55,200,000」に「11,670,000」を「10,950,000」に
 「103,888,078」を「65,742,844」に「297,800」を「279,300」に「131,000」を
 「134,400」に「125,600,000」を「117,800,000」に「52,400,000」を「53,760,000」に
 改め、同款その他の教育費の項中「0.612」を「0.434」に「0.388」を「0.566」に
 「702」を「326」に「181,017,000」を「84,540,500」に「257」を「121」に
 「135」を「127」に「1,560」を「1,010」に「334,298,360」を「206,167,700」に
 「0.441」を「0.434」に「0.559」を「0.566」に「153,535」を「141,853」に
 「2,515」を「1,599」に改め。

別表第四中「1,062,280,947」を「1,006,142,110」に「0,761,032」を「1,046,56」に
 「1,029,683」を「1,028,247」に「0,967,634,95」を「0,994,260,76」に「0,819,353,1」を
 「0,847,845」に「1,035,646,73」を「1,005,115,8」に「0,703,270,45」を「1,264,756,4」に
 「68,609,35」を「68,609,325,6」に「83,530,445」を「83,530,453」に「0,993,254」を
 「0,916,4」に「1,224,840,3」を「1,171,914」に「0,954,809,4」を「0,960,291,55」に
 「1,009,163,1」を「0,986,035,6」に「1,052,547,4」を「1,676,555」に「2,125,022」を
 「1,359,965」に「1,040,286」を「1,007,462」に「68,609,35」を「68,609,325,6」に改め
 る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都及び特別区並びに特別
 区相互間の財政調整に関する条例施行規則の規定は、令和三年度の都及び特別区並びに
 特別区相互間の財政調整から適用する。

告 示

●東京都告示第千三十三号

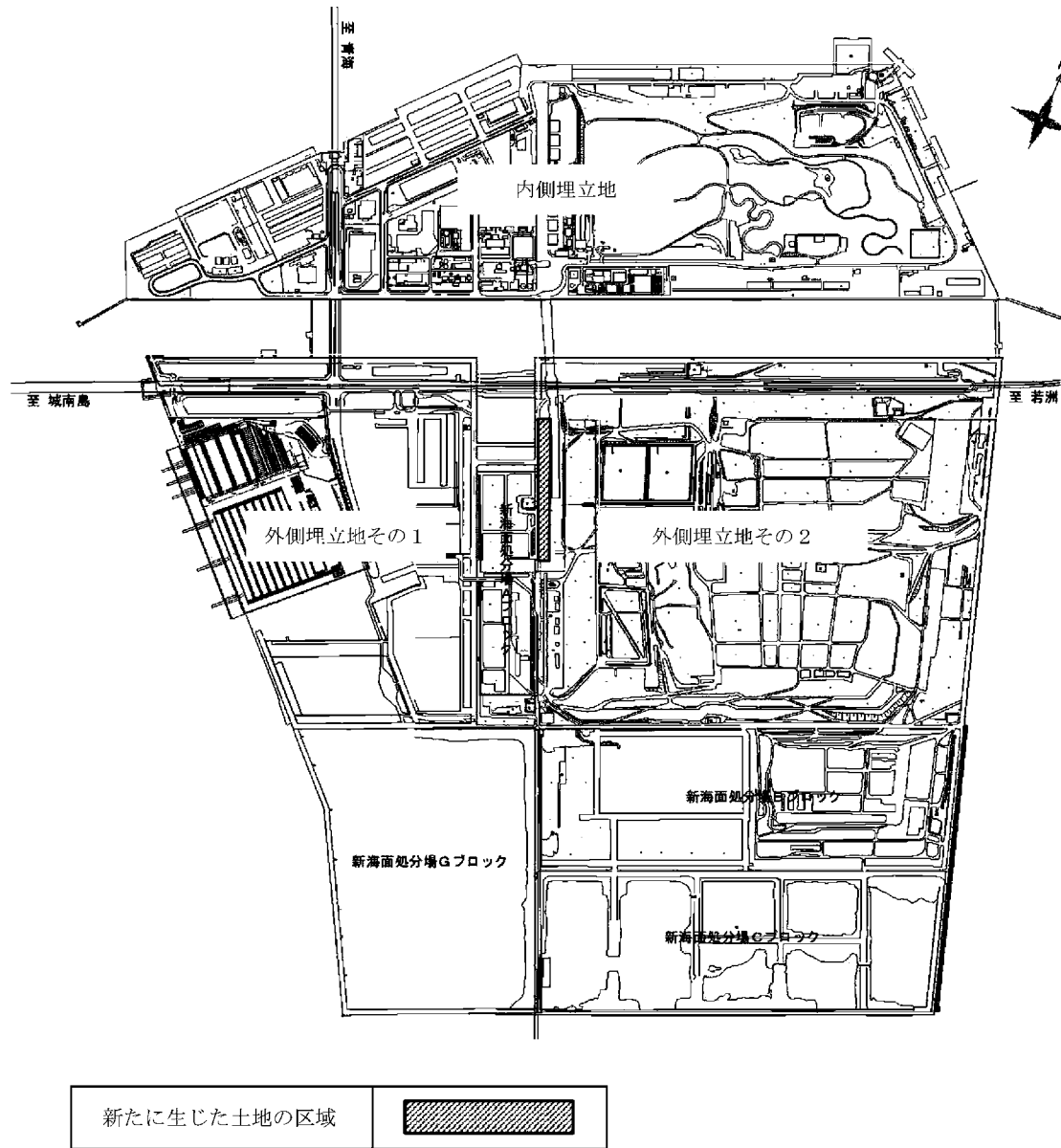
江東区長から、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定
 に基づき、令和三年七月二十八日付けで同区内に次の土地が生じたことを確認した旨の
 届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年八月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 所在 第二工区B区ロ二分区
江東区海の森三丁目南側地先中央防波堤外側公有水面
- 二 面積 一九、六四〇・五〇平方メートル

新たに生じた土地の区域図



●東京都告示第千三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項に基づく届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年八月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 家畜伝染病の種類
ピロプラズマ症
- 二 家畜の種類
馬
- 三 患者又は疑似患者の区分
患者
- 四 発生頭数
一頭
- 五 発生場所
世田谷区
- 六 発生年月日
令和三年七月二十四日
- 七 その他参考となるべき事項
都内の馬疾病清浄ゾーン内に一時的に滞在している輸入馬における発生

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年八月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 西友阿佐ヶ谷店
- 二 店舗所在地 杉並区阿佐谷北一丁目五番六号
- 三 設置者名 横川 保
- 四 設置者住所 杉並区浜田山三丁目三番十五ー百十三号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 六 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
- 七 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫
- 八 変更日 令和三年三月一日
- 九 届出日 令和三年七月十五日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間 令和三年八月十三日から同年十二

月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 十二 縦覧時間
- 一 店舗名 西友調布店
- 二 店舗所在地 調布市小島町一丁目十番地一
- 三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号
- 五 変更前の設置者の代表者名 池谷 幹男
- 六 変更後の設置者の代表者名 長島 巖
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
- 九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫
- 十 変更日 令和三年三月一日ほか
- 十一 届出日 令和三年七月十五日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 令和三年八月十三日から同年十二月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 十四 縦覧時間
 - 一 店舗名 山崎ビル
 - 二 店舗所在地 杉並区高井戸西二丁目十番十三号
 - 三 設置者名 有限会社山崎産業
 - 四 設置者住所 杉並区高井戸西二丁目十二番五号
 - 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
 - 六 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
 - 七 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫
 - 八 変更日 令和三年三月一日
 - 九 届出日 令和三年七月十五日
 - 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 - 十一 縦覧期間 令和三年八月十三日から同年十二月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 - 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 大規模小売店舗立地法に基づき意見の概要について
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八

条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年八月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) 葛飾区亀有五丁目案件

二 店舗所在地 葛飾区亀有五丁目二百三十九番一ほか

三 設置者名 東京センチュリー株式会社

四 意見

ア 聴取者 葛飾区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年七月十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年八月十三日から同年九月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ヨドバシ西新宿MYビル

二 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目十番一号

三 設置者名 株式会社ヨドバシホールディングス

四 意見

ア 聴取者 新宿区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年七月二十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課

(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年八月十三日から同年九月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

七 縦覧時間

東京都指定給水装置工事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を次のとおり指定した。

令和三年八月十三日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

一〇二七 ユーティ 藤田 勝成 足立区六木 令和三年

二 リティ 一丁目十番 七月二十

三 SGK管 河田 誠二 世田谷区奥 同日

工合同会 社 沢五丁目一 同日

番十一号メ 同日

ゾンドジョ 同日

ワ二〇二 同日

一〇二七 太田設備 太田 義浩 葛飾区お花 同日

四 茶屋三丁目 同日

九番一号 同日

一〇二七 ランタン 鈴木 修一 狛江市東野 同日

五 川三丁目十 同日

番二号ホワ 同日

イトレジデ 同日

ンス二〇一 同日

一〇二七 株式会社 野崎 将太 小金井市前 同日

七番八号

一〇二七 株式会社 島村 幸雄 埼玉県草加 同日

七 アルファ 総合建設 市金明町七 同日

八 株式会社 牧野 圭将 神奈川県横 同日

八 TRASS 株式会社 下倉田町千 同日

九 飛田設備 飛田 龍一 東久留米市 同日

一〇二七 浅間町一丁 同日

九 目十一番二 同日

十号 同日

一〇二八 株式会社 石内 孝 神奈川県横 同日

〇 アルイ 浜市中央区相 同日

一 生町一丁目 同日

一 十五番地第 同日

一 二東商ビル 同日

一 四B 同日

一〇二八 株式会社 村下 健治 八王子市大 同日

一 グッドス 和田町五丁 同日

一 キル 目三十三番 同日

一 十五号 同日

一〇二八 株式会社 金井 由光 新宿区笹筈 同日

二 スイファ 大 同日

三 株式会社 大 同日

三 大測住設 大測 正夫 千葉県船橋 同日

一〇二八 株式会社 大測 同日

三 市二和東六 同日

一〇二八 株式会社 寒河江浩之 同日

四 SAGA 株式会社 七丁目三番 同日

四十五号

一〇二八 セット企 江川 徹則 町田市能ヶ
 五 画・江川 谷三丁目十
 製作所 番十七号ビ
 ッグヴァン
 テラスガー
 デン鶴川一
 〇五

一〇二八 株式会社 福村 直樹 葛飾区奥戸
 六 関東住器 三丁目四番
 五号 同日

一〇二八 東京シエ 中澤 弘樹 世田谷区喜
 七 ルパック 多見五丁目
 株式会社 二十六番二
 十七号 同日

一〇二八 株式会社 金城しのぶ 埼玉県北葛
 八 琉設 飾郡松伏町
 同日

一〇二八 株式会社 油井 宏満 杉並区阿佐
 九 アセット 谷南三丁目
 同日

一〇二九 中央電気 杉山 英祐 大田区仲六
 〇 株式会社 郷四丁目二
 十三番八号 同日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

